

武蔵野美術大学 大学院造形構想研究科博士後期課程
ガイドブック

目次

I. 修了要件	2
II. 退学・休学・再入学等	3
III. 指導体制	5
IV. 予備論文審査	5
V. 博士論文審査及び最終試験	7
VI. 博士論文	9
VII. 研究中間報告会	9
VIII. 博士後期課程研究発表展	10
IX. 研究倫理	10
大学所定様式	11
・学位申請書（様式 1）	
・博士論文概要（様式 2）	
・履歴書（様式 3）	
・研究業績書（様式 4）	
・予備論文審査申請書（様式 5）	
・予備論文概要（様式 6）	
・学位論文インターネット公開申請書（様式 7）	
・単位取得退学願（様式 8）	
・学籍延長願（様式 9）	

I. 修了要件

1. 修了及び学位授与

造形構想研究科博士後期課程に3年間以上在籍して所定の10単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格した者は「修了」となり、博士(造形構想)の学位が授与されます。

また単位取得退学者は、標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年以内に限り、再入学し学籍を得た上で博士予備論文審査及び博士論文審査を申請し、審査を受けることができます。博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士(造形構想)の学位が授与され、最終学歴も「修了」となります。

2. 博士論文の定義

博士論文及び予備論文の定義は、「博士の学位に値する研究成果をまとめたもの」となります。また、研究成果とは、「学術論文」「著作出版」「作品制作及び作品研究」「プロジェクトの実施及びその報告書」等を含みます。

3. 博士学位申請の要件

博士学位申請には、予備論文審査申請時までに以下の4類型(タイプ)のいずれか1つを選び、別表に定める要件を満たさなければなりません。選択した類型(タイプ)については、予備論文審査申請以後は変更することはできません。類型(タイプ)を変更して学位申請を行う場合は、改めて予備論文審査申請を行う必要があります。

- (1) Aタイプ：学術論文型
- (2) Bタイプ：著作出版型
- (3) Cタイプ：作品制作型
- (4) Dタイプ：プロジェクト型

4. 論文審査の標準的スケジュール

年2回審査を行う場合は、以下の日程を6カ月遅らせた日程で行います。

5月末日	予備論文審査申請書の提出
6月	予備論文審査委員会の開催
7月	予備論文審査結果の決定
11月末日	学位申請書の提出
12月	博士論文審査委員会の開催
1月	学位審査結果の決定

[別表]

区分	論文提出の前提条件*1
A タイプ： 学術論文型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1. 筆頭著者として、学会論文誌に審査付きの原著論文*2が2編以上掲載、または採録が確定していること。*3 2. 一定の評価のある国際会議等において、責任発表者としての英語での発表経験が1回以上あること。
B タイプ： 著作出版型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1. 研究成果を一定の要件を満たす出版社から1冊以上出版または出版決定していること。ただし、当該書籍の大部分を本人が執筆していることを条件とする。*4 2. 一定の評価のある国際会議等において、責任発表者としての発表経験が1回以上あること。
C タイプ： 作品制作型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1. 一定の評価のあるコンペティション等で研究成果作品が3作以上発表され、1作以上の作品が入賞または入賞決定していること、またはそれに準ずる作品を発表していること。 2. 当該領域の専門家として相応しいリサーチペーパーまたはエッセイを2編以上発表していること。なお、論文2編をもってこれに代えることができる。
D タイプ： プロジェクト型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1. 社会的に価値の高いオリジナルのプロジェクトを2つ以上計画・実施・運営し、一定の評価のある学会等において責任発表者として4回以上発表していること、そのうち1回以上は、国際学会での英語での発表経験であること。 2. 当該領域の専門家として相応しいリサーチペーパーまたはエッセイを2編以上発表していること。なお、論文2編をもってこれに代えることができる。

*1 各タイプの論文提出条件を満たしているかの判定は、指導教員連絡会で審査します。

発表を行う国際会議や入賞したコンペティションが前提条件に適合するかは事前に指導教員に確認を行ってください。

*2 原著論文に該当するかは、同じカテゴリ名称であっても学会誌によって異なるため、個別に指導教員連絡会で可否を判断します。事前に指導教員に確認を行ってください。

A タイプの要件1に定める原著論文については、原則として英語か日本語で執筆されたものとしします。

*3 A タイプの要件1に定める原著論文については、予備論文および博士論文の研究内容と同分野の研究論文であれば、入学前に執筆したもの（修士課程で執筆した論文等）を要件の論文として認める場合があります。

*4 B タイプの要件1に定める出版物については、学術書を1冊以上含むものとしします。

Ⅱ. 退学・休学・再入学等

1. 単位取得退学

3年以上在籍して所定の10単位を修得し、博士論文審査に係る申請書を未提出、又は不合格になった場合、「単位取得退学願」(大学所定様式8)を提出した場合は単位取得退学となります。その場合、単位取得退学しようとする年度の前年度の後期授業終了までに教務チームに「単位取得退学願」を提出しなければなりません。

2. 修了延期

(1) 必修・選択必修科目が未取得の場合

3年間で10単位を修得できなかった場合は修了延期として、翌年度に未修得科目を履修します。ただし、学費は全額支払いとし、6年を超えて在学することはできません。

なお、修了延期期間中に所定の単位を修得し、博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士(造形構想)の学位が授与され、最終学歴も「修了」となります。

(2) 必修・選択必修科目を修得し論文が未提出・不合格の場合

3年以上在籍して所定の10単位を修得し、博士論文を未提出又は不合格で「学籍延長願」(大学所定様式9)を提出した場合、修了延期として引き続き在学を認めます。その場合、修了延期をしようとする年度の前年度の後期授業終了までに教務チームに「学籍延長願」を提出しなければなりません。ただし、学費は全額支払いとし、6年を超えて在学することはできません。

なお、修了延期期間中に博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士(造形構想)の学位が授与され、最終学歴も「修了」となります。また、論文審査申請が5月に行われ、審査及び最終試験に合格した場合は、9月に学位を授与することがあります。この場合の学費は半期分となります。

3. 学位取得のための再入学

本来は、標準修業年限(3年)及び修了延期(最長3年)の期間中に学位を取得すべきですが、所定の標準修業年限(3年)以上在学して所定の10単位を修得したうえで、やむを得ず学位を取得せずに退学(単位取得退学)した場合、標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年以内であれば、再入学し学籍を得た上で博士予備論文及び博士論文を提出し、学位を申請することができます。博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士(造形構想)の学位が授与され、最終学歴も「修了」となります。また、論文審査申請が5月に行われ、審査及び最終試験に合格した場合は、9月に学位を授与することがあります。この場合の学費は半期分となります。ただし、再入学は原則として1度限りとします。

再入学に際しては、書類審査及び面接を実施し、指導教員承認のもと可否を審議します。再入学後の学費は全額支払い(入学金は免除、奨励奨学金は適用外)とし、修業年限は1年、以降論文指導を継続する場合は在籍継続の扱いとします。

標準修業年限(3 年)の末日の翌日から起算して 5 年目の 5 月末日が予備論文を提出できる最終期限となり、同様に 5 年目の 11 月末日が博士論文提出の期限となります。

なお、博士予備論文及び博士論文の提出のための再入学であるため、図書館等の施設を除き、原則として教室及び教育研究用の施設設備の使用はできません。

4. 休学

在学年限内を通算して 3 回を限度とし、休学することができます。この場合の在学年限とは、修了延期の期間を含むものとし、休学の期間は在学年限に含めません。

また、再入学後の休学については新たに 3 回を限度としますが、標準修業年限(3 年)の末日の翌日から起算して 5 年目の 5 月末日が予備論文を提出できる最終期限となり、同様に 5 年目の 11 月末日が博士論文提出の期限となります。

Ⅲ. 指導体制

博士後期課程における指導は、指導教員、副指導教員及び特別講師等によって行います。

1. 指導教員

- (1) 本学の専任教員が指導教員となり、人数は 1 名です。
- (2) 指導教員は、入学志願者の出願時提出書類の記載に基づき、入学時に決定します。

2. 副指導教員

- (1) 教育上必要な場合に副指導教員を申請することができます。人数は若干名です。
- (2) 副指導教員は、指導教員との面談の上、入学後に決定します。
- (3) 原則として本学の専任教員が副指導教員となりますが、必要と認められる場合は、本学専任教員以外の者を副指導教員に委嘱することができます。ただし、人数は年間 1 名とし、指導時間にも制限があります。

3. 特別講師

指導教員が研究指導上、本学専任教員以外による指導が必要と判断した場合は、特別講師による指導を受けることができます。ただし、年間の指導時間に限りがあります。

4. 論文における日本語指導補助員

指導教員及び日本語指導担当教員が、論文における日本語指導について、到達目標と指導時間を勘案し、指導上本学専任教員以外による補助員が必要と判断した場合は、日本語指導補助員による指導を受けることができます。ただし、年間の指導時間に限りがあります。

IV. 予備論文審査

博士論文の審査を希望する者は、予備論文審査を受け、合格しなければなりません。ただし、Bタイプにおいて博士学位申請をする者は、予備論文審査を必要としません。

1. 予備論文審査委員

- (1) 予備論文の審査委員は主査 1 名、副査 3 名以上となります。
- (2) 予備論文の主査は原則として指導教員となります。副査は本学の専任教員 2 名以上を含む関連分野の教員 3 名以上となります。学外の専門家が副査となることもあります。
- (3) 予備論文審査委員構成案は、指導教員が作成し、本学所定の審査を経たうえで決定します。

2. 予備論文審査の申請

(1) 予備論文審査申請の申し出

予備論文の審査を希望する者は、別途指定された期日までに、指導教員に予備論文審査の申請を申し出ます。

(2) 指導教員による受理可否決定

指導教員は受理の可否について、副指導教員の意見を聴取の上、決定します。

(3) 受理決定者の提出書類等

受理決定者は、予備論文及び以下に示す書類等を教務チームに提出し、学長に予備論文審査を願い出ます。ただし、作品、制作物の提出にあたっては、事前に教務チームに相談し、指示を受けてください。また、いったん受理した予備論文等は、作品・ポートフォリオを除き、返却しません。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ① 予備論文審査申請書（大学所定様式 5） | 1 部 |
| ② 履歴書（大学所定様式 3） | 1 部 |
| ③ 研究業績書（大学所定様式 4） | 1 部 |
| ④ 予備論文概要（大学所定様式 6） | 1 部 |
| ⑤ 予備論文 | |
| イ. これまでの研究業績（学位申請論文提出の要件となる研究成果物） | |
| ロ. 学位申請論文として提出予定の研究成果物 | |
| | 5 部以上(審査委員数の他に 1 部) |

(4) 記述言語

予備論文の記述言語は、日本語又は英語となります。

(5) 予備論文の内容・形式等

内容、形式等については指導教員の指示に従ってください。共著の場合には同意書の提出が必要となります。

3. 予備論文審査

(1) 予備論文審査委員会

「予備論文審査委員構成案」に基づき、本学所定の手続きを経て、予備論文審査委員会の構成を決定します。

(2) 可否の判定

予備論文審査委員会が以下に示す予備論文審査基準について審査し、学内の所定の手続きを経て可否を決定します。

- ① 提出された書類等がすべての規定を満たしていること、またその内容が博士の学位を授与するにふさわしいものであること
- ② 博士後期課程修了要件単位の修得又は修得見込みであること
- ③ 予備論文が博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みであること
- ④ 予備論文に独創性があり、その研究領域の水準の引き上げに資する可能性があること

V. 博士論文審査及び最終試験

予備論文審査に合格し、博士論文審査を可とされた者は、予備論文審査に合格した日の月末の翌日から1年以内に博士論文審査に合格しなければなりません。なお、博士論文審査委員会では公聴会も開催します。

1. 博士論文審査委員

- (1) 博士論文の審査委員は主査1名、副査3名以上で、原則として予備論文審査と同じ委員となります。ただし、審査委員の変更が必要な場合は、予備論文審査と同様に、以下の(2)、(3)のとおりとなります。
- (2) 博士論文の主査は原則として指導教員となります。副査は本学の専任教員2名以上を含む関連分野の教員3名以上となります。学外の専門家が副査となることもあります。
- (3) 博士論文審査委員構成案は、指導教員が作成し、本学所定の審査を経たうえで決定します。

2. 博士論文審査の申請

(1) 博士論文審査申請の申し出

博士論文の審査を希望する者は、別途指定された期日までに、指導教員に学位審査の申請を申し出ます。

(2) 指導教員による受理可否決定

指導教員は受理の可否について、副指導教員の意見を聴取の上、決定します。

(3) 受理決定者の提出書類等

受理決定者は、博士論文及び以下に示す書類等を教務チームに提出し、学長に学位審査を

願います。ただし、作品、制作物の提出にあたっては、事前に教務チームに相談し、指示を受けてください。また、いったん受理した博士論文等は、作品・ポートフォリオを除き、返却しません。

提出書類等は、予備論文審査に提出したものと同一である場合で、返却していないものである場合は、提出を省略できる場合があります。

- ① 学位申請書（大学所定様式 1） 1 部
- ② 履歴書（大学所定様式 3） 1 部
- ③ 研究業績書（大学所定様式 4） 1 部
- ④ 論文概要(博士論文の要旨)（大学所定様式 2） 1 部
- ⑤ ④の電子データ（電子ファイルをメールに添付して送付）
- ⑥ 学位論文インターネット公開申請書（大学所定様式 7） 1 部
- ⑦ 博士論文
 - イ. これまでの研究業績（学位申請論文提出の要件となる研究成果物）
 - ロ. 学位申請論文として提出する研究成果物5 部以上(審査委員数の他に 1 部)

(4) 記述言語

博士論文の記述言語は、日本語又は英語となります。

(5) 博士論文の内容・形式等

内容、形式等については指導教員の指示に従ってください。共著の場合には同意書の提出が必要となります。

3. 博士論文審査及び最終試験

(1) 博士論文審査委員会

「博士論文審査委員構成案」に基づき、本学所定の手続きを経て、博士論文審査委員会の構成を決定します。

(2) 最終試験

- ① 最終試験は、原則として公聴会終了後、直ちに行います。
- ② 最終試験は博士論文を中心として、口述(面接)試験により行い、筆記試験を課すこともあります。ただし、この試験は公聴会に含ませることができます。

(3) 合否の判定

博士論文審査委員会が以下に示す博士論文審査基準について審査し、学内の所定の手続きを経て合否を決定します。

- ① 提出された書類等がすべての規定を満たしていること、またその内容が博士の学位を

授与するにふさわしいものであること

② 博士後期課程修了要件単位の修得又は修得見込みであること

③ 博士論文が博士の学位を授与するにふさわしいものであること

④ 博士論文に独創性があり、その研究領域の水準の引き上げに資する可能性があること

審査の合否判定案については、審査委員会委員の全員一致により決定します。なお、既に提出した博士論文及び論文概要(博士論文内容の要旨)とその電子データに修正がある場合は、速やかに教務チームに相談し指示を受けてください。

VI. 博士論文

1. 博士論文の公表

(1) 博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨の公表

学長は、学位授与した日から3カ月以内に「博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」をインターネットの利用により本学のWebサイトにて公表します。

(2) 博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に博士論文全文を以下に示す要領で公表しなければなりません。

① 大学の協力を得てインターネットの利用により公表します。公表の方法は、本学の機関リポジトリによるものとしますが、本学の機関リポジトリが整備されるまでの間は国立国会図書館に電子データを送信し、同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとします。

② 印刷製本した博士論文を本学美術館・図書館に配架し、閲覧に供します。

③ 博士論文全文を公表出来ないやむを得ない事由がある場合には、上記①②に代えてその内容を要約(*)したものをインターネットの利用により公表します。公表の方法については①のとおりです。この場合において学長は、この論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとします。

* 要約とは、論文の課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の大凡が要約されて書かれているものを指します。

④ やむを得ない事由が無くなった場合には、当該博士論文の全文を上記①②のとおり公表します。

2. 保存用論文の提出

博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に以下に示すものを教務チームに提出しなければなりません。

(1) 博士論文全文の電子データ (VI. 2. (2)③ に該当する者は、要約の電子データも一緒に提出する)。電子データは所定の形式とします。

(2) 保存用として全文が印刷された論文を2部(本学美術館・図書館1部、事務保存用1部)。

製本は所定の様式とします。

Ⅶ. 研究中間報告会

1. 研究(制作)の経過を公表し、交流することを目的に、中間報告会を開催します。開催は年3回(6月、10月、12月)を原則とします。
2. 参加希望者は別途決められた期日までに、指導教員と協議の上、申し出るものとします。ただし、1回の参加希望者が多数となった場合は、参加者数を制限することがあります。
3. 研究(制作)の評価あるいは講評を目的とする発表は、これとは別とします。
4. この報告会は公開制とします。

Ⅷ. 博士後期課程研究発表展

1. 「修了者」及び「単位取得退学者」を対象に博士後期課程研究発表展を行うことがあります。
2. 1名の学生が展示・発表できる回数は1回のみです。
3. 会期は3月又は4月を原則としますが、申請に基づき検討の上決定します。
4. 準備等は、指導教員及び指導教員の所属する研究室の協力の下、発表展希望者が主体となって行います。

Ⅸ. 研究倫理

博士後期課程における研究の遂行に当たっては、調査対象等の相手方の同意・協力を必要とする研究(アンケート・インタビュー・映像等による行動調査など)、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取り組みを必要とする研究などの場合、倫理や法令の遵守に基づき、必要な手続き等の措置を講じるよう、十分に注意してください。

大学所定様式集

学位申請書（様式 1）

博士論文概要（様式 2）

履歴書（様式 3）

研究業績書（様式 4）

予備論文審査申請書（様式 5）

予備論文概要（様式 6）

学位論文インターネット公開申請書（様式 7）

単位取得退学願（様式 8）

学籍延長願（様式 9）

受付番号

—

学 位 申 請 書

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形構想研究科 博士後期課程 造形構想専攻

学籍番号

氏 名

印

武蔵野美術大学学位規則により、下記のとおり関係書類を添え学位を申請します。

記

- ① 学位申請書 1部(大学所定様式1)
- ② 履歴書 1部(大学所定様式3)
- ③ 研究業績書 1部(大学所定様式4)
- ④ 論文概要 1部(大学所定様式2)
- ⑤ ④の電子データ(電子ファイルをメールに添付して送付)
- ⑥ 学位論文インターネット公開申請書 1部(大学所定様式7)
- ⑦ 博士論文

イ. これまでの研究業績(学位申請論文提出の要件となる研究成果物)

ロ. 学位申請論文として提出する研究成果物

5部以上(審査委員数の他の1部)

論文題目 (和文)	
論文題目 (英文)	

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長

履 歴 書

受付番号	(予・本)－
ふりがな 氏 名	印
生年月日	昭和 平成 年 月 日生
現住所	〒 ー
学歴(高等学校卒業又は 大学入学資格取得以降の 学歴及び取得学位を記載 してください)	
職歴	

研 究 業 績 書

受付番号	(予・本)－	氏 名	
論文等題名、刊行物の名称、巻、号、発行所、発行年月について明記すること。			

備考(1)印刷公表の方法及び時期については、公表予定の場合も記入すること。

(2)論文等の題名が外国語の場合、和訳を ()で付記すること。

受付番号	—
------	---

予 備 論 文 審 査 申 請 書

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形構想研究科 博士後期課程 造形構想専攻

学籍番号

氏 名

印

本学学位・博士申請規定により、下記のとおり関係書類を添え予備論文の審査を申請します。

記

- ① 予備論文審査申請書 1部(大学所定様式 5)
- ② 履歴書 1部(大学所定様式 3)
- ③ 研究業績書 1部(大学所定様式 4)
- ④ 予備論文概要 1部(大学所定様式 6)
- ⑤ 予備論文

イ. これまでの研究業績(学位申請論文提出の要件となる研究成果物)

ロ. 学位申請論文として提出予定の研究成果物

5部以上(審査委員数の他に1部)

論文題名	

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長

予 備 論 文 概 要

(1 /)

学籍番号		氏 名	
------	--	-----	--

論文題目	
------	--

概要(要旨)

学位論文インターネット公開申請書

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形構想研究科 博士後期課程 造形構想専攻

学籍番号

氏 名

印

武蔵野美術大学学位規則により、学位申請論文（全文）について、学位を取得した際には、インターネット上での公開について、以下の通り登録申請します。

記

論文題目 (和文)	
論文題目 (英文)	
私が執筆した学位申請論文について、武蔵野美術大学の協力を得て、論文全文をインターネットの利用により公開をするにあたり下記の「インターネット公開する際に関係する著作権について」を確認し、同意しました。 申請者確認(自著) 氏名 _____	
公開内容	☐ 論文の全文 ☐ 論文の要約のみ 理由 ☐ 著作権や個人情報に係る制約がある ☐ 出版刊行の予定がある ☐ 学術ジャーナルへの掲載予定がある ☐ その他(理由を下記に記入) _____
公開時期	☐ 学位授与日以降(即時) ☐ 年 月 日以降に公開可能(学位授与日から一年以内の日付を記入)

上記の申請を認めます。

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長

「インターネット公開する際に関係する著作権について」

この手続きは、学位論文の著作権を大学に譲渡するものではありません。また、著作物を改変することはありません。(保存のための電子ファイル形式を変換することはあります。)インターネット公開にあたり、学術リポジトリ(国立国会国会図書館)登録時に、サーバー上に電子ファイルを保存するため、データを複製します(複製権)。学術リポジトリに登録された学位論文電子ファイルは、インターネットを通じて不特定多数に送信可能な状態になります(公衆送信権)。学術リポジトリの利用者は、著作権法の範囲内でその学位論文が利用可能となります(私的利用の為の複製等)。注意点として、学位論文に学術雑誌等に投稿済みの論文が含まれる場合は、この書類を提出する際に、出版社等に対する転載手続きを完了しておいてください。図版等を引用・転載している場合も、必要に応じた掲載許諾等の手続きを完了しておいてください。

受付番号

—

単位取得退学願

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形構想研究科 博士後期課程 造形構想専攻

学籍番号

氏 名

印

私は、造形構想研究科博士後期課程の所定の単位を取得し、規定の在学年数を満たしましたので、単位取得退学を願い出ます。

指導教員 氏名

印

(決 裁)

委員長	学生支援 グループ長	教務チーム リーダー	教務チーム 学籍担当

受付番号

—

学籍延長願

年 月 日

武蔵野美術大学学長殿

造形構想研究科 博士後期課程 造形構想専攻

学籍番号

氏 名

印

私は、この度下記の理由により、 年 4 月 1 日から 年 月 日まで
造形構想研究科博士後期課程を学籍延長いたしたく願います。

学籍延長理由

--

※次年度の制作場所等について(指導教員・主任教授記入欄)

指導教員(研究室名・氏名)	印
指導教員所属研究室主任教授	印

(決 裁)

委員長	学生支援 グループ長	教務チーム リーダー	教務チーム 学籍担当

關係規則

武蔵野美術大学大学院規則

武蔵野美術大学学位規則

武蔵野美術大学大学院造形構想研究科博士後期課程運営内規

武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査基準

○武蔵野美術大学大学院規則

第1章 総則

(目的)

第1条 武蔵野美術大学大学院（以下「本大学院」という。）は、武蔵野美術大学学則第3条の規定に基づき、学部における一般的・専門的教育の基礎のうえに、美術・デザインに関する専門の技能、理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めた人材を養成し、もつて文化の創造・発展に寄与することを目的とする。

第2章 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。
- 4 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、造形芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、自立して創作、研究活動をおこなうに必要な高度の能力及び豊かな学識、さらには造形芸術における研究指導能力を養うことを目的とする。

(研究科・専攻)

第3条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

(1) 造形研究科

美術専攻 修士課程

デザイン専攻 修士課程

造形芸術専攻 博士後期課程

(2) 造形構想研究科

造形構想専攻 修士課程

造形構想専攻 博士後期課程

(造形研究科修士課程の目的)

第3条の2 造形研究科修士課程は、その教育理念に基づき、次の教育目標を掲げる。

- (1) 独自の研究テーマを確立し、表現者・研究者として活動していくために必要な論理的思考能力を培うこと
- (2) 現代の社会状況を見据え、制作や研究を通じて社会に発信できる能力を培うこと
- (3) 世界的視野に立ち、専門家として自立して創作・研究活動を行う人材を育成すること

(造形研究科博士後期課程の目的)

第3条の3 美術、デザイン、建築、映像等の造形芸術における表現領域においてはそれぞれ専門性が進化する一方で、多様化、横断化、複合化の方向に向かっている状況がある。このような状況においては、関連する学術研究の著しい進展や社会の変化に対応できる幅の広い視野と総合的な判断力に基づいて個々の領域における専門性を深めることができる人材が求められる。造形研究科博士後期課程は、このような時代の変化や社会的要請を十分に踏まえて、高い専門的技能と広い視野、深い知識を有する造形芸術における(1)高度の専門的職業人、(2)研究者、(3)アーティスト、(4)教育者としての活躍が期待される人材の養成を目標とする。

(造形構想研究科修士課程の目的)

第3条の4 造形構想研究科修士課程は、総合的な造形教育によつて得られる創造的思考力と社会に対する広範な知識を基盤として、現代文明のグローバルかつ加速度的な変化の中で、美術・デザイン領域を超えて、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有し、かつそれを高度に実践できる実行力、推進力、牽引力を備えた人材を養成することを目的とする。

(造形構想研究科博士後期課程の目的)

第3条の5 造形構想研究科博士後期課程は、分野横断的かつ超領域的な新しいサービスやビジネスの創出、新たなメディア表現や文化価値の創造に向けた、より高度な創造的思考力の応用発揮を教授研究し、徹底した実践とマネジメント教育によつて、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を推進しうる人材を養成し、もつて社会に貢献することを目的とする。

(学生定員)

第4条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
造形研究科	修士課程	美術専攻	50人	100人
		デザイン専攻	45人	90人
	博士後期課程	造形芸術専攻	6人	18人
造形構想研究科	修士課程	造形構想専攻	35人	70人
	博士後期課程	造形構想専攻	4人	12人
計			140人	290人

(標準修業年限及び在学年限)

第5条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 本大学院の博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学年限は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。

4 博士後期課程において再入学をした者の在学年限は、前項の規定にかかわらず、別に定める。

第3章 教員・委員会・事務職員

(教員)

第6条 本大学院の授業担当教員には、本学教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授及び講師をこれに充てることができる。

2 前項に定める教員は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

3 (削除)

(研究科委員会)

第7条 本大学院に造形研究科委員会及び造形構想研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会に研究科委員長を置く。

3 各研究科委員会は、当該研究科の研究科委員長、当該研究科に所属する教授、准教授及び専任講師並びに学長の指名する職員をもつて組織し、当該研究科に関して学長が次に掲げる教育研究上の重要な事項について決定を行うに当たり、審議するものとする。

(1) 学生の入学、退学、留学、休学及び修了に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の試験及び課程修了の認定に関する事項

(4) 学位に関する事

(5) 研究及び教授に関する事項

(6) 学長及び理事会の諮問事項

(7) 前各号のほか、この規則による各研究科委員会の審議事項

4 各研究科委員会は、当該研究科の研究科委員長が招集し、その議長となる。

5 各研究科委員会については、この規則に定めるもののほか、別に定める。

(博士後期課程運営委員会)

第7条の2 博士後期課程に関する重要事項の審議を行うために、博士後期課程運営委員会を置く。

2 博士後期課程運営委員会については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(合同研究科委員会)

第7条の3 学長は、必要があると認めるときは合同研究科委員会を招集し、議長を務める。

(事務職員)

第8条 本大学院に関する事務の執行は、本学の事務組織がこれに当たる。

第4章 授業科目・単位数・履修方法

(授業科目・単位数)

第9条 各研究科の授業科目及び単位数は、別表1、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

(履修方法)

第10条 修士課程にあつては、2年以上在学（第18条第1項ただし書きの規定により修了する者は1

年以上在学。)し、授業科目について30単位以上を修得し、かつ修士作品又は修士論文(以下「修士論文等」という。)を提出し、最終試験を受けなければならない。

- 2 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、授業科目について10単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し、最終試験を受けなければならない。

(指導教員の指導)

第11条 学生は、履修する授業科目の選択、修士論文等又は博士論文(以下「学位論文」という。)の作成等に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目の修得単位を、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。
- 3 前2項の規定により、本大学院において修得した単位とみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えないものとする。ただし、本大学院において博士後期課程のみに在籍する学生については、4単位を超えないものとする。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第13条 学長は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により、学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることのできる期間は、修士課程の学生にあつては1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目の修得単位(第33条及び第34条の規定により修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定により、本大学院において修得した単位とみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えないものとする。ただし、本大学院において博士後期課程のみに在籍する学生については、4単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士後期課程の学位取得のための再入学の場合における既修得単位の認定及び既に履修した授業科目の取扱いは、武蔵野美術大学大学院博士後期課程再入学規則にて定める。

第5章 単位の授与・学位論文等審査・学位の授与

(単位の授与)

第15条 学長は、別表に定める授業科目を履修した学生に対し、当該科目の試験及び研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、相当する数の単位を与える。

- 2 授業科目の試験及び研究報告の成績評価は、秀・優・良・可・不可をもつて表し、可以上を合格とする。

(学位論文等の提出)

第16条 修士論文等は、修士課程に1年以上(第18条ただし書きの規定により修了する者は除く。)在学し、所定の授業科目について、2年次修了時(第18条第1項ただし書きの規定により修了する者は1年次修了時。)までに30単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

- 2 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について、3年次修了時まで10単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

- 3 前項の学位論文等は、指導教員を通じて学長に提出するものとする。

(学位論文等の審査・最終試験)

第17条 学長は、前条により学位論文等の提出を受けたときは、当該研究科委員会の議を経て、指導教員を審査委員とし、さらにその専攻の専任教員及びこれに関連する科目を担当する専任教員の中から、2名以上の審査委員を選定する。

- 2 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験を行うものとする。

(修了要件及び学位の授与)

第18条 本大学院の修士課程に、2年以上在学し30単位以上を修得し、かつ修士論文等の審査及び最終試験に合格したときは、当該研究科委員会の議を経て学長が課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、造形構想研究科において優れた業績を上げた者について造形構想研究科委員会が認めた場合に限り、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 本大学院の博士後期課程に、3年以上在学し10単位以上修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格したときは、当該研究科委員会の議を経て学長が課程の修了を認定する。

- 3 本大学院の修士課程を修了した者に修士の学位を授与し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

- 4 学位に関する規則は、別に定める。

第6章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第19条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することがある。

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日（10月30日）
- (4) 春季休業日（3月21日から4月10日まで）
- (5) 夏季休業日（7月11日から8月31日まで）
- (6) 冬季休業日（12月20日から翌年の1月10日まで）

2 学長は、前項に定める休業日のほかに、臨時の休業日を設け、又は事情により、これらの休業日の日時又は期間を変更することがある。

第7章 入学・留学・休学・復学・退学・再入学

(入学の時期)

第21条 本大学院に入学する時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年度が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (9) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により修士の学位を授与された者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学検定)

第23条 入学検定は、志願者の人物、学力及び身体について行う。

- 2 志願者は、本大学院所定の用紙による願書、履歴書、医師法による医師の診断にかかる身体検査書、前条各号の一に該当することの証明書及びその他別に定める書類に、入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- 3 学長は、入学検定に合格した者について、当該研究科委員会の議を経て、入学を許可する。
(入学手続・入学許可の取消)

第24条 入学を許可された者は、第25条に定める保証人と連署の誓約書、住民票及びその他別に定める書類に、第37条に定める入学金、授業料及びその他の学費を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の手続きをしない者に対しては、学長は、入学の許可を取り消す。
(保証人)

第25条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- 3 学生は、保証人が死亡し若しくはその他の事由でその責務を尽くすことができない場合又は学長が保証人として不適当と認めた場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。この場合、当該保証人は、前の保証人が死亡し若しくはその責務を尽くすことができなくなつたとき又は保証人として不適当と認められたときにさかのぼつて、第2項に定める責任を負うものとする。

- 4 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(留学)

第26条 学長は、教育上有益と認める時は、本大学院の協定又は認定する外国の大学院へ留学を希望する者について、当該研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けた留学の期間については、在学年数に算入することができる。
- 3 留学については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(休学)

第27条 病気その他の理由によつて引き続き2カ月以上欠席する者は、保証人と連署の願書により、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学の理由が病気である場合には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 学長は、学生が病気その他の理由により、修学させることが適当でないと認めたときは、第1項に定める願い出をまたず、当該研究科委員会の議を経て、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は当該年度末までとし、1年を限度とする。

- 2 休学は、修士課程においては、在学年限内を通算して2回を限度とする。
- 3 休学は、博士後期課程においては、在学年限内を通算して3回を限度とする。
- 4 休学の期間は、在学年限に算入しない。
- 5 博士後期課程において再入学をした者の休学の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、別に定める。

(休学期間中の学費)

第29条 休学し、又は休学を命ぜられた者の学費については、別に定める。

(復学)

第30条 第27条の規定により休学した者は、休学の理由がやんだときは、保証人と連署の復学願を提出しなければならない。

- 2 休学の理由が病気であつた場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、保証人と連署の退学願を提出しなければならない。

- 2 学長は、次の各号の一に該当する者については、前項に定める退学の願い出をまたず、当該研究科委員会の議を経て、退学させることができる。

- (1) 在学年限を超える者
- (2) 第28条第2項に定める休学の期間が過ぎた後、復学について願い出ない者
- (3) 授業料等を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (4) 死亡し、又は2年以上行方がわからない者

(退学者の学費)

第32条 退学する者は、退学した日の属する学期までの授業料その他の学費を納付しなければならない。

(再入学)

第32条の2 博士後期課程において、3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上修得した者が学位を取得せずに退学した場合、標準修業年限の末日の翌日から起算して5年以内であれば、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項に規定する再入学は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

3 再入学については、本条に規定するもののほか、別に定める。

第8章 科目等履修生・特別聴講学生・特別研究学生・研究生・委託学生

(科目等履修生)

第33条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、正規の学生の修学に支障のない限り、第23条の規定にかかわらず、選考の上、科目等履修生として、入学を許可する。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、第15条の規定を準用し、履修の認定を行い、所定の単位を与える。

3 科目等履修生には、本条及び第38条第1項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第34条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、正規の学生の修学に支障のない限り、第23条の規定にかかわらず、選考の上、特別聴講学生として、入学を許可する。

2 特別聴講学生が履修した授業科目については、第15条の規定を準用し、履修の認定を行い、所定の単位を与える。

3 特別聴講学生には、本条及び第38条第2項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(特別研究学生)

第35条 他の大学院の学生で、本大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、第23条の規定にかかわらず、正規の学生の修学に支障のない限り、選考の上、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生には、本条及び第38条第2項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第35条の2 修士課程を修了した者で、本大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、第23条の規定にかかわらず、正規の学生の修学に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生には、本条及び第38条第2項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(委託学生)

第36条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等から、本大学院における修学を委託された者は第23条の規定にかかわらず、委託学生として正規の学生の修学に支障のない限り、選考の上入学を許可する。

2 委託学生が履修した授業科目については、第15条の規定を準用し、履修の認定を行い、所定の単位を与える。

3 委託学生には、本条及び第38条第2項に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

第9章 学費等

(学費等)

第37条 入学金、授業料等の額は、次のとおりとする。

(1) 入学金 150,000円

(2) 施設設備費

ア 大学院造形研究科修士課程美術専攻及びデザイン専攻の各コース並びに造形構想研究科修士課程造形構想専攻の各コースの施設設備費は、次のとおりとする。

(ア) 日本画コース、油絵コース、版画コース、デザイン情報学コース 年額 395,000円

(イ) 彫刻コース、工芸工業デザインコース 年額 410,000円

(ウ) 視覚伝達デザインコース、空間演出デザインコース、建築コース、基礎デザイン学コース、芸術文化学コース、クリエイティブリーダーシップコース、映像・写真コース 年額 380,000円

(エ) 美学美術史コース 年額 330,000円

イ 大学院造形研究科博士後期課程造形芸術専攻の各領域及び造形構想研究科博士後期課程造形構想専攻の各領域の施設設備費は、次のとおりとする。

(ア) 作品制作研究領域、環境形成研究領域、造形構想研究領域（映像・写真コース） 年額 330,000円

(イ) 美術理論研究領域、造形構想研究領域（クリエイティブリーダーシップコース） 年額 110,000円

(3) 授業料 年額 1,210,000円

(4) 維持費 年額 38,000円

2 授業料は2期に分け、次のとおり納付するものとする。

前期（4月1日まで） 605,000円

後期（10月1日まで） 605,000円

3 その他の学費については、別に定める。

4 前各項に定める学費等については、所定の期日までに納付しなければならない。

（科目等履修生等の学費等）

第38条 前条の規定にかかわらず、科目等履修生の学費等の額は、次のとおりとする。

(1) 選考料 10,000円

(2) 登録料 45,000円

(3) 受講料

イ 講義科目（1単位につき） 36,000円

ロ 講義科目以外の授業科目（1単位につき） 74,000円

(4) その他の学費については、別に定める。

2 特別聴講学生、特別研究学生、研究生及び委託学生の学費の額は、別に定める。

3 前2項に定める学費等については、所定の期日までに納付しなければならない。

（納付済学費の取扱い）

第39条 第37条に定める学費等については、納付の後は原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続を完了した者で、やむを得ない事由が明らかで、かつ、所定の期日までに入学辞退届及び入学手続時納付金返還願を提出して、本大学院がこれを受理した場合に限り、入学金を除く他の納付金を返還する。

第10章 教員免許状

（免許状の取得）

第40条 本大学院において、教育職員免許法及び同法施行規則の定める所定の単位を修得した者は、次の教員免許状を取得することができる。

研究科・専攻の名称	免許状の種類	
	免許状	免許教科
造形研究科 美術専攻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術・工芸
造形研究科デザイン専攻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術・工芸

第11章 賞罰

（表彰）

第41条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は、当該研究科委員会の議を経てこれを表彰する。

(懲戒)

第42条 学長は、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科委員会の議を経て懲戒に付することができる。

2 懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者についてこれを行う。

(1) 性行が不良で、改善の見込みのない者

(2) 学力が劣等で成業の見込みのない者

(3) 正当な理由がないのに出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

4 懲戒処分については、本条に定めるもののほか別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 第30条については、昭和51年度以降の入学者から適用し、昭和51年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 第30条については、昭和52年度以降の入学者から適用し、昭和52年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 第30条については、昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和53年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 第30条については、昭和54年度以降の入学者から適用し、昭和54年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和55年度以降の入学者から適用し、昭和55年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和57年度以降の入学者から適用し、昭和57年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和58年度以降の入学者から適用し、昭和58年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和59年度以降の入学者から適用し、昭和59年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和60年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。
- 3 昭和61年度以降において、第30条第1項第4号の授業料の額については、人事院による国家公務員の給与に関する勧告（前年度）に示される国家公務員の給与の対前年度上昇率に、同定期昇給上昇率分及び教育研究条件改善費分（1パーセント）を加えた率を、前年度の授業料の額に乗じて得られる額を、前年度の額に加算した額とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和60年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第30条については、昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和60年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項第3号については、平成元年度以降の入学生に適用し、平成元年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項第3号については、平成元年度以降の入学生に適用し、平成元年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項第3号については、平成4年度以降の入学者から適用し、平成4年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 附則（平成4年4月1日施行）第2項のうち、「第30条第1項第3号」を「第37条第1項第3号」に読み替えるものとする。
- 3 第37条第1項第3号については、平成6年度以降の入学者から適用し、平成6年3月31日現在において本大学院の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第9条別表修士課程は平成22年度以降の入学者に適用し、平成22年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第9条別表1博士前期課程（修士課程）は平成24年度以降の入学者に適用し、平成24年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第9条別表1博士前期課程（修士課程）は平成26年度以降の入学者に適用し、平成26年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第15条第2項に規定する成績評価は、平成29年度以降の入学者に適用し、平成29年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1博士前期課程（修士課程）は平成29年度以降の入学者に適用し、平成29年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1博士前期課程（修士課程）は平成30年度以降の入学者に適用し、平成30年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1修士課程は平成31年度以降の入学者に適用し、平成31年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1修士課程及び第37条は平成31年度以降の入学者に適用し、平成31年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第5条第4項、第28条第5項及び第32条の2については、平成31年度以降の入学者に適用し、平成31年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1教育課程は令和2年度以降の入学者に適用し、令和2年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1、別表2及び別表3教育課程は令和3年度以降の入学者に適用し、令和3年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1教育課程は令和4年度以降の入学者に適用し、令和4年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第18条ただし書きについては、令和5年度以降の入学者に適用し、令和5年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。
- 3 第9条別表1及び別表3教育課程は令和5年度以降の入学者に適用し、令和5年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1、別表3、第37条及び第38条は令和6年度以降の入学者に適用し、令和6年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第9条別表1、別表3、第37条第1項は令和7年度以降の入学者に適用し、令和7年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 教育課程

造形研究科 修士課程

授業科目及び単位数

科・専攻	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	計	

造形研究 科	美術専攻	日本画研究Ⅰ	8	8	20単位必修
		日本画研究Ⅱ	4	4	
		日本画研究Ⅲ	8	8	
		絵画研究Ⅰ	8	8	
		絵画研究Ⅱ	4	4	
		絵画研究Ⅲ	8	8	
		版画研究Ⅰ	8	8	
		版画研究Ⅱ	4	4	
		版画研究Ⅲ	8	8	
		彫刻研究Ⅰ	8	8	
		彫刻研究Ⅱ	4	4	
		彫刻研究Ⅲ	8	8	
		東洋美術史研究	2	2	
		東洋美術史演習	2	2	
		日本美術工芸史演習	2	2	
		美学芸術学研究	2	2	
		デザイン史研究	2	2	
		西洋美術史研究	2	2	
		近現代美術史演習	2	2	
		工芸史演習	2	2	
		現代建築論	2	2	
		造形学演習Ⅰ	6	6	
		造形学演習Ⅱ	6	6	
		芸術文化政策特論Ⅰ	4	4	
		芸術文化政策特論Ⅱ	4	4	
		芸術文化学特論Ⅰ	4	4	
		芸術文化学特論Ⅱ	4	4	
		芸術文化政策演習Ⅰ	6	6	
		芸術文化政策演習Ⅱ	6	6	
		芸術文化学演習Ⅰ	6		
		芸術文化学演習Ⅱ	6		

デザイン					
専攻	視覚情報論Ⅰ	4	4	20単位必修	
	視覚情報論Ⅱ	4	4		
	視覚伝達デザイン演習Ⅰ	6	6		
	視覚伝達デザイン演習Ⅱ	6	6		
	プロダクトデザイン特論Ⅰ	4	4		
	プロダクトデザイン特論Ⅱ	4	4		
	プロダクトデザイン演習Ⅰ	6	6		
	プロダクトデザイン演習Ⅱ	6	6		
	空間演出デザイン特論Ⅰ	4	4		
	空間演出デザイン特論Ⅱ	4	4		
	空間演出デザイン演習Ⅰ	6	6		
	空間演出デザイン演習Ⅱ	6	6		
	建築デザイン特論Ⅰa	2	2		
	建築デザイン特論Ⅰb	2	2		
	建築デザイン特論Ⅱa	2	2		
	建築デザイン特論Ⅱb	2	2		
	建築設計演習Ⅰa	2	2		
	建築設計演習Ⅰb	2	2		
	建築設計演習Ⅱ	4	4		
	建築設計演習Ⅲ	4	4		
	建築設計実習Ⅰ	4	4		
	建築設計実習Ⅱ	4	4		
	建築設計実習Ⅲ	4	4		
	建築デザイン演習Ⅰ	4	4		
	建築デザイン演習Ⅱ	4	4		
	建築デザイン演習Ⅲ	4	4		
	デザイン論特論Ⅰ	4	4		
	デザイン論特論Ⅱ	4	4		
	デザイン理論演習Ⅰ	6	6		
	デザイン理論演習Ⅱ	6	6		

	デザイン情報学特論ⅠA	2	2	
	デザイン情報学特論ⅠB	2	2	
	デザイン情報学特論ⅡA	2	2	
	デザイン情報学特論ⅡB	2	2	
	デザイン情報学統合演習Ⅰ	6	6	
	デザイン情報学統合演習Ⅱ	6	6	
建 築 コー ス 専 門 Ⅱ 類	建築設計インターンシップⅠ	4	4	
	建築設計インターンシップⅡ	4	4	
	建築設計インターンシップⅢ	4	4	
	建築計画特論	2	2	
	建築設備特論	2	2	
	建築設計特論	2	2	
	建築構法特論	2	2	
各 専 攻 共 通	デザイン史研究	4	4	
	造形民俗学研究	4	4	
	現代芸術研究	4	4	
	現代建築論	4	4	
	映像芸術論	4	4	
	芸術情報処理研究	4	4	
	美術教育研究	4	4	
	教育学研究	4	4	
	環境生態学特論	2	2	
	ユング芸術心理学研究	4	4	
	作家・作品研究	4	4	
	現代都市論	4	4	
	東洋美術史演習	4	4	
	東洋美術史研究	4	4	
	日本美術工芸史演習	4	4	
	美学芸術学研究	4	4	
	日本美術史研究	4	4	
	西洋美術史研究	4	4	

	近現代美術史演習	4	4	
	日本近現代美術史研究	4	4	
	工芸史演習	4	4	
	デザインフォーディベロップメント演習	2	2	
	日本語1	2	2	
	イノベーションのためのデザイン哲学	2	2	
	イノベーションのための実践的社会論	2	2	

備考

- 1 デザイン専攻の授業科目のうち、「視覚情報論Ⅰ」、「プロダクトデザイン特論Ⅰ」、「空間演出デザイン特論Ⅰ」、「デザイン論特論Ⅰ」、「デザイン情報学特論ⅠA」、「デザイン情報学特論ⅠB」、「視覚伝達デザイン演習Ⅰ」については美術専攻の学生も履修することができ、修了に必要な単位に加えることができる。

別表2 教育課程

造形研究科 博士後期課程

授業科目及び単位数

科・専攻		授業科目	単位数			備考
			必修	選択	計	
造形研究科	造形芸術専攻	造形芸術特論	2		2	4単位必修
		作品制作研究Ⅰ		2	2	
		作品制作研究Ⅱ		2	2	
		環境形成研究Ⅰ		2	2	
		環境形成研究Ⅱ		2	2	
		美術理論研究Ⅰ		2	2	
		美術理論研究Ⅱ		2	2	
		総合研究Ⅰ	2		2	
		総合研究Ⅱ	2		2	

備考

- 1 造形芸術専攻の修了のためには、授業科目のうち「造形芸術特論」2単位「総合研究」4単位及び「作品制作研究」、「環境形成研究」、「美術理論研究」の中から4単位以上併せて10単位以上を修得すること。

別表3 教育課程

造形構想研究科 修士課程

授業科目及び単位数

科・専攻		授業科目		単位数			備考
				必修	選択	計	
造形構想研究科	造形構想専攻	造形構想基盤科目	領域共通				20単位必修
			造形構想基盤講義	4	4		
			造形構想基盤演習	2	2		
			リーダーシップ研究領域				
			造形構想基盤演習Ⅰ	2	2		
			造形構想基盤演習Ⅱ	2	2		
			造形構想基盤演習Ⅲ	2	2		
			デザインエンジニアリング	2	2		
			クリエイティブリーダーシップ特論Ⅰ	2	2		
			クリエイティブリーダーシップ特論Ⅱ	2	2		
			Creative ResearchⅠ	1	1		
			Creative ResearchⅡ	1	1		
			Creative ResearchⅢ	1	1		
			産学プロジェクト実践研究Ⅰ	2	2		
			産学プロジェクト実践研究Ⅱ	2	2		
			地域デザイン論Ⅰ	1	1		
			地域デザイン論Ⅱ	1	1		
			造形言語リテラシー演習Ⅰ	2	2		
			造形言語リテラシー演習Ⅱ	2	2		
			スタートアップ特論	1	1		
			サービスデザイン特論Ⅰ	1	1		
			サービスデザイン特論Ⅱ	1	1		
			サービスデザイン特論Ⅲ	1	1		
			知的財産戦略論	2	2		
			造形言語リテラシー実習	2	2		
			国内フィールド研究	2	2		

			海外プロジェクト研究	2	2	
		作品研究領域	映像・写真特論	4	4	
			デザイン史研究	4	4	
			現代芸術研究	4	4	
			現代建築論	4	4	
			映像芸術論	4	4	
			作家・作品研究	4	4	
			現代都市論	4	4	
			日本美術史研究	4	4	
			西洋美術史研究	4	4	
			東洋美術史演習	4	4	
			日本美術工芸史演習	4	4	
			近現代美術史演習	4	4	
			工芸史演習	4	4	
		研究指導科目	造形構想研究指導Ⅰ	4	4	
			造形構想研究指導Ⅱ	6	6	

別表4 教育課程

造形構想研究科 博士後期課程

授業科目及び単位数

科・専攻		授業科目	単位数			備考
			必修	選択	計	
造形構想研究科	造形構想専攻	専門総合科目	1		1	4単位必修
	造形構想専攻	造形構想理論研究Ⅰ	2		2	4単位必修
	造形構想専攻	造形構想実践研究Ⅰ	2		2	4単位必修
	研究指導科目	総合研究Ⅰ	1		1	
		総合研究Ⅱ	2		2	
		総合研究Ⅲ	2		2	

備考

- 1 造形構想専攻の修了のためには、授業科目のうち「造形構想特論」1単位、「総合研究」5単位及び「造形構想理論研究」、「造形構想実践研究」の中から4単位以上併せて10単位以上を修得すること。

○武蔵野美術大学学位規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学学則（以下「本学学則」という。）第41条、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程（以下「本学規程」という。）第34条及び武蔵野美術大学大学院規則第18条の規定に基づいて、武蔵野美術大学（以下「本学」という。）が授与する学位について定めることを目的とする。

(学位の名称及び専攻分野の名称)

第2条 本学において、授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項に規定する学位を授与するにあたり、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

	学位の名称	専攻分野の名称
造形学部	学士	造形
造形構想学部	学士	造形構想
造形研究科	修士	造形
	博士	造形
造形構想研究科	修士	造形構想
	博士	造形構想

(学位授与の要件)

第3条 学位の授与については、次のとおりとする。

- (1) 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。
- (2) 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。
- (3) 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- (4) 前号に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う論文審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

第2章 修士及び博士の学位授与にかかる学位論文等の審査

(学位論文等の提出及び学位授与の申請)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、指導教員を通じて修士作品又は修士論文（以下「修士論文等」という。）を学長に提出しなければならない。

2 博士の学位を受けようとする者は、指導教員を通じて博士論文を学長に提出しなければならない。

3 博士論文の提出手続については別に定める。

(学位論文等の提出及び学位授与の申請の要件)

第5条 修士論文等は、修士課程に1年以上在学し、所定の授業科目について、2年次修了時まで
30単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

2 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について、3年次修了時まで
10単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

3 本学大学院博士後期課程に再入学をした者については、標準修業年限の末日の翌日から起算
して5年以内に限り、博士の学位の授与申請を行うことができるものとする。

4 第3条第4号により本学の博士の学位の授与申請を行う者は、博士論文のほか別に定める書類
に論文審査料を添えて学長に提出しなければならない。

5 前項の論文審査料については別に定める。

(学位論文等の審査)

第6条 学長は、前条により修士論文等及び博士論文（以下「学位論文等」という。）の提出を受
けたときは、当該研究科委員会にその審査を依頼する。

2 当該研究科委員会は、前項の依頼に基づき学位論文等の審査を行う。

3 当該研究科委員会は、学位論文を審査するため学位論文等ごとに審査委員会を設ける。

(審査委員会)

第7条 修士論文等の審査にあたっては、提出された修士論文等の内容に応じた専門分野の指導教
員及び当該研究科委員会において選出された関連分野の教員2名以上で審査委員会を組織する。

2 博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文の内容に応じた専門分野の指導教員及び造
形研究科委員会において選出された関連分野の教員3名以上で審査委員会を組織する。

3 博士論文の審査にあたっては、審査のため必要があると認めたときは、造形研究科委員会は審
査委員に本大学院以外の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を行うものとする。

5 最終試験は学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行う。

6 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を文書をもって当該研究科委員会に報告
しなければならない。

(課程修了及び授与資格の認定)

第8条 当該研究科委員会は、本学大学院の学生（第5条第3項による者を含む。）の修得単位並び
に審査委員会からの学位論文等の審査及び最終試験の結果報告に基づき、課程修了の認定につい
て審議のうえ、合格又は不合格を議決する。

2 造形研究科委員会は第3条第4号により本学の博士の学位の授与申請のあつた者について、博士
論文審査及び最終試験並びに学力の確認の結果に基づき、学位授与要件の有無について審議のう
え、合格又は不合格を議決する。

第3章 学位の授与等

(学位の授与)

第9条 学長は、本学学則第40条及び本学規程第33条に基づき卒業を認定された者並びに前条により課程の修了及び授与資格を認定された者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は学位を授与することができない者には、その旨を通知する。

3 学位記の様式は別表に定める。

(学位名称の使用)

第10条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第11条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚す行為があつたとき。

(学位授与の報告)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3カ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第4章 博士論文の発表

(博士論文要旨の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に当該博士論文の内容の要旨及びその審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、この論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 当該博士の学位の授与に係る論文のほか、研究領域により研究作品が博士論文審査に加えられた場合は、研究作品を公表するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、第3条第4号の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第5条第3項については、平成16年度以降の本学大学院博士後期課程入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 第5条第3項については平成31年度以降の入学者に適用し、平成31年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

別表

卒業証書 学位記	
氏名	
年 月 日生	
武蔵野美術大学学則に定める課程を修めて本学造形学部〇〇学科を卒業したことを証し学士(造形)の学位を授与する	
元号 年 月 日	
武蔵野美術大学長	印
第 号	

卒業証書 学位記	
氏名	
年 月 日生	
武蔵野美術大学学則に定める課程を修めて本学造形構想学部〇〇学科を卒業したことを証し学士(造形構想)の学位を授与する	
元号 年 月 日	
武蔵野美術大学長	印
第 号	

学位記	
氏名	
年 月 日生	
武蔵野美術大学大学院造形研究科修士課程〇〇専攻において本学大学院規則に定める要件を修得したことを認め修士(造形)の学位を授与する	
元号 年 月 日	
武蔵野美術大学長	印
修第 号	

学位記	
氏名	
年 月 日生	
武蔵野美術大学大学院造形構想研究科修士課程〇〇専攻において本学大学院規則に定める要件を修得したことを認め修士(造形構想)の学位を授与する	
元号 年 月 日	
武蔵野美術大学長	印
修第 号	

学位記

氏名

年 月 日生

武蔵野美術大学大学院造形研究科博士
後期課程造形芸術専攻において本学大学院
規則に定める要件を修得したことを認め博
士(造形)の学位を授与する

元号 年 月 日

武蔵野美術大学長 印

博第 号

学位記

氏名

年 月 日生

武蔵野美術大学大学院造形構想研究科
博士後期課程造形構想専攻において本学大
学院規則に定める要件を修得したことを認
め博士(造形構想)の学位を授与する

元号 年 月 日

武蔵野美術大学長 印

博第 号

○武蔵野美術大学大学院造形構想研究科博士後期課程運営内規

(目的)

第1条 この内規は、大学院造形構想研究科博士後期課程（以下「本博士後期課程」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この内規に定められていない事項については、学校教育法、その他の法令及び本学諸規定の定めるところによる。

(博士後期課程運営委員会)

第2条 武蔵野美術大学大学院規則第7条の2の規定により、本博士後期課程に、教務に関する業務を円滑に執行するため、造形構想研究科博士後期課程運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 造形構想研究科委員長（以下「研究科委員長」という。）
- (2) クリエイティブイノベーション学科及び映像学科の主任教授
- (3) 必要と認められる教職員若干名

3 委員長は研究科委員長とし、その議長となる。

(修了及び学位授与)

第3条 本博士後期課程に3年間以上在籍して所定の10単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格した者は、造形構想研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が課程の修了を認定する。

2 本博士後期課程を修了した者に博士（造形構想）の学位を授与する。

3 単位取得退学者は、標準修業年限（3年）の末日の翌日から起算して5年以内に限り、再入学し学籍を得た上で博士予備論文審査及び博士論文審査を申請し、審査を受けることができる。博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士（造形構想）の学位が授与され、最終学歴も修了となる。

(博士論文の定義)

第4条 博士論文及び予備論文の定義は、博士の学位に値する研究成果をまとめたものとする。

2 前項に定める研究成果とは、「学術論文」「著作出版」「作品制作及び作品研究」「プロジェクトの実施及びその報告書」等を含むものとする。

(博士学位申請の要件及び提出期限)

第5条 博士学位申請には、以下の4タイプのいずれか1つを選び、別表に定める要件を満たさなければならない。

- (1) Aタイプ：学術論文型
- (2) Bタイプ：著作出版型
- (3) Cタイプ：作品制作型

(4) Dタイプ：プロジェクト型

2 論文審査の標準的スケジュールは次のとおりとする。年2回審査を行う場合は、以下の日程を6か月遅らせた日程で行う。

- 5月末日 予備論文審査申請書、予備論文審査委員会の構成案の提出
- 6月 研究科委員会で予備論文審査委員会の構成案の承認
予備論文審査委員会の開催
- 7月 研究科委員会で予備論文審査結果の決定
- 11月末日 学位申請書、博士論文審査委員会の構成案の提出
- 12月 研究科委員会で博士論文審査委員会の構成案及び審査日程の承認
博士論文審査委員会の開催
- 1月 研究科委員会で学位審査結果の決定
(単位取得退学)

第6条 3年以上在籍して所定の10単位を修得し、博士論文審査に係る申請書を未提出、又は不合格になった場合、「単位取得退学願」を提出した場合は単位取得退学となる。その場合、単位取得退学しようとする年度の前年度の後期授業終了までに教務チームに「単位取得退学願」を提出しなければならない。

(修了延期)

第7条 3年間で所定の10単位を修得できなかつた場合は修了延期として、翌年度に未修得科目を履修する。ただし、学費は全額支払いとし、6年を超えて在学することはできない。なお、修了延期期間中に所定の単位を修得し、博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士（造形構想）の学位が授与され、最終学歴も修了となる。

2 3年以上在籍して所定の10単位を修得し、博士論文を未提出又は不合格で「学籍延長願」を提出した場合、修了延期として引き続き在学を認める。その場合、修了延期をしようとする年度の前年度の後期授業終了までに教務チームに「学籍延長願」を提出しなければならない。ただし、学費は全額支払いとし、6年を超えて在学することはできない。なお、修了延期期間中に博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士（造形構想）の学位が授与され、最終学歴も修了となる。また、論文審査申請が5月に行われ、審査及び最終試験に合格した場合は、9月に学位を授与することがあり、この場合の学費は半期分とする。

(学位取得のための再入学)

第8条 本来は、標準修業年限（3年）及び修了延期（最長3年）の期間中に学位を取得すべきであるが、所定の標準修業年限（3年）以上在学して所定の10単位を修得したうえで、やむを得ず学位を取得せずに退学（単位取得退学）した場合、標準修業年限（3年）の末日の翌日から起算して5年以内であれば、再入学し学籍を得た上で博士予備論文及び博士論文を提出し、学位を申請

することができる。博士論文審査及び最終試験に合格すれば博士(造形構想)の学位が授与され、最終学歴も「修了」となる。また、論文審査申請が5月に行われ、審査及び最終試験に合格した場合は、9月に学位を授与することがあり、この場合の学費は半期分とする。ただし、再入学は原則として1度限りとする。

- 2 再入学に際しては、書類審査及び面接を実施し、指導教員承認のもと研究科委員会において可否を審議する。再入学後の学費は全額支払い(入学金は免除、奨励奨学金は適用外)とし、修業年限は1年、以降論文指導を継続する場合は在籍継続の扱いとする。
- 3 再入学者の論文提出期限については、標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年目の5月末日が予備論文を提出できる最終期限となり、同様に5年目の11月末日が博士論文提出の期限となる。
- 4 博士予備論文及び博士論文の提出のための再入学であるため、再入学者は、図書館等の施設を除き、原則として教室及び教育研究用の施設設備の使用はできない。

(休学)

第9条 在学年限内を通算して3回を限度とし、休学することができる。この場合の在学年限とは、修了延期の期間を含むものとし、休学の期間は在学年限に含めない。

- 2 再入学後の休学については新たに3回を限度とするが、標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年目の5月末日が予備論文を提出できる最終期限となり、同様に5年目の11月末日が博士論文提出の期限となる。

(指導体制)

第10条 本博士後期課程における指導は、指導教員、副指導教員及び特別講師等によつて行う。

(指導教員)

第11条 指導教員は、武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査基準(以下「資格審査基準」という。)に定める博士後期課程授業担当教員資格を有する本学専任教員とし、人数は1名とする。

- 2 指導教員は、入学志願者の出願時提出書類の記載に基づき、研究科委員会が入学時に決定する。
- 3 指導教員は、本博士後期課程の授業科目を担当して指導を行い、研究科委員会委員となる。
- 4 指導教員には、別に定める手当を支給する。

(副指導教員)

第12条 副指導教員は、教育研究上必要な場合に選任することができる。人数は若干名とする。

- 2 副指導教員は、入学志願者の出願時の申請に基づき、入学後の研究指導計画書において指導教員が申請書(指定様式)を作成し、研究科委員会で決定する。また、入学時の研究指導計画書に記載のない教員の申請については、適時研究科委員会で判断する。
- 3 副指導教員は、原則として資格審査基準に定める博士後期課程授業担当教員資格を有する本学専任教員とするが、必要と認められる場合は、本学専任教員以外の者を副指導教員として委嘱す

ることができる。ただし、人数は年間1名までとし手当は本学専任教員の副指導教員に準ずる。
またこの場合、指導教員は申請書の他に、候補者の履歴書及び教育研究業績書を提出する。任用は研究科委員会で決定し、必要に応じて正式な委嘱状を送付する。

- 4 本学専任教員の副指導教員には、別に定める手当を支給する。

(特別講師)

第13条 指導教員が研究指導上、本学専任教員以外による指導が必要と判断し、研究科委員会が承認した場合は、特別講師を委嘱することができる。

- 2 特別講師の指導時間は10コマ以内（本学特別講師A換算）とし、指導教員は事前に申請書（特別講師招聘願）を、教務チームを通じて研究科委員長に提出する。
- 3 特別講師には必要に応じて正式な委嘱状を送付する。

(日本語指導補助員)

第14条 指導教員及び日本語指導担当教員が、論文における日本語指導について、到達目標と指導時間を勘案し、指導上本学専任教員以外による補助員が必要と判断できる場合は、日本語指導補助員を委嘱することができる。

- 2 本博士後期課程全体で原則として年間100時間（本学TA換算）を限度とし、日本語指導担当専任教員が、事前に申請書（日本語指導補助員採用計画書）を、教務チームを通じて研究科委員長に提出する。

(予備論文審査)

第15条 博士論文の審査を希望する者は、予備論文審査を受け、合格しなければならない。ただし、Bタイプにおいて博士学位申請をする者は、予備論文審査を必要としない。

- 2 予備論文の記述言語は、日本語又は英語とする。また、共著の場合には、同意書も提出するものとする。
- 3 予備論文提出の前提条件は、別表に定めるところによる。
- 4 指定された期日までに予備論文審査の申請があつた場合、研究科委員長は申請内容及び予備論文審査委員について研究科委員会の議を経て決定し、学長に届け出る。

(予備論文審査委員)

第16条 予備論文審査委員は次の各号に定めるところにより、研究科委員会の議を経て決定する。

- (1) 予備論文の審査委員は主査1名、副査3名以上とする。
- (2) 予備論文の主査は原則として指導教員とする。副査は資格審査基準に定める資格を有する本学専任教員2名以上を含む関連分野の教員3名以上とする。
- (3) 学外の専門家を副査とすることもできる。この場合、予備論文審査並びに博士論文審査及び最終試験を合わせて5コマ以内（本学特別講師A換算）とし、指導教員は申請書（特別講師招聘願）を、教務チームを通じて研究科委員長に提出する。

- 2 指導教員は予備論文審査委員構成案（指定様式）を研究科委員長に提出する。
- 3 予備論文審査委員候補者が本学専任教員以外の場合には、候補者を資格審査基準に照らし、教育研究業績書を基に審査する。

（予備論文審査の申請）

第17条 予備論文の審査を希望する者は、指導教員に予備論文審査の申請を申し出る。

- 2 指導教員は受理の可否について、副指導教員の意見を聴取の上、決定する。
- 3 受理決定者は、予備論文及び以下に示す書類等を教務チームに提出し、学長に予備論文審査を願ひ出る。ただし、作品、制作物の提出にあたっては、事前に教務チームに相談し、指示を受けることとする。また、いつたん受理した予備論文等は、作品・ポートフォリオを除き、返却しない。

- ① 予備論文審査申請書（指定様式） 1部
- ② 履歴書（指定様式） 1部
- ③ 研究業績書（指定様式） 1部
- ④ 予備論文概要（指定様式） 1部
- ⑤ 予備論文
- イ これまでの研究業績（学位申請論文提出の要件となる研究成果物）
- ロ 学位申請論文として提出予定の研究成果物

5部以上（審査委員数の他に1部）

（予備論文審査委員会）

第18条 予備論文審査委員会の構成は、指導教員が提出した予備論文審査委員構成案に基づき、研究科委員会の議を経て決定する。

- 2 予備論文審査委員会の構成員は、予備論文の主査及び副査とする。
- 3 予備論文審査委員会委員の互選により審査委員長を選出し、審査委員長は会の進行等の取りまとめを行う。なお、会の進行、運営等必要に応じて研究科委員会の委員が陪席できるものとする。また作品審査を行う場合は、必要に応じて指導教員の属する研究室及び教務チームが補助を行う。
- 4 研究科委員長は、当該論文の指導教員と調整の上、予備論文審査委員会の開催日等を決定し、予備論文審査委員に通知し、申請書類一式を配付する。
- 5 予備論文審査委員会は、予備論文審査委員全員の出席により成立する。
- 6 予備論文審査委員会は、以下に示す予備論文審査基準について審査し、予備論文審査委員の全員一致により審査の合否判定案（審査結果の要旨、指定様式）を決定する。
 - ① 提出された書類等がすべての規定を満たしていること、またその内容が博士の学位を授与するにふさわしいものであること
 - ② 博士後期課程修了要件単位の修得又は修得見込みであること

- ③ 予備論文が博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みであること
- ④ 予備論文に独創性があり、その研究領域の水準の引き上げに資する可能性があること

7 予備論文審査の結果は、前項に定める合否判定案を基に研究科委員会の議を経て決定する。
(博士論文審査及び最終試験)

第19条 予備論文審査に合格し、博士論文審査を可とされた者は、予備論文審査に合格した日の月末の翌日から1年以内に博士論文審査に合格しなければならない。

- 2 博士論文審査委員会では公聴会も開催する。
- 3 博士論文の記述言語は、日本語又は英語とする。また、共著の場合には、同意書も提出するものとする。
- 4 博士論文提出の前提条件は、別表に定めるところによる。
- 5 指定された期日までに博士論文審査の申請があつた場合、研究科委員長は申請内容及び博士論文審査委員について研究科委員会の議を経て決定し、学長に届け出る。

(博士論文審査委員)

第20条 博士論文審査委員は主査1名、副査3名以上とし、研究科委員会の議を経て決定する。

- 2 博士論文審査委員は、原則として予備論文審査委員と同じ構成員とするが、審査委員の変更が必要な場合は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 博士論文の主査は原則として指導教員とする。副査は資格審査基準に定める資格を有する本学専任教員2名以上を含む関連分野の教員3名以上とする。
 - (2) 学外の専門家を副査とすることもできる。この場合、予備論文審査並びに博士論文審査及び最終試験を合わせて5コマ以内(本学特別講師A換算)とし、指導教員は申請書(特別講師招聘願)を、教務チームを通じて研究科委員長に提出する。
- 3 指導教員は博士論文審査委員構成案(指定様式)を研究科委員長に提出する。
- 4 博士論文審査委員候補者が本学専任教員以外の場合には、候補者を資格審査基準に照らし、教育研究業績書を基に審査する。

(博士論文審査の申請)

第21条 博士論文の審査を希望する者は、指導教員に学位審査の申請を申し出る。

- 2 指導教員は受理の可否について、副指導教員の意見を聴取の上、決定する。
- 3 受理決定者は、博士論文及び以下に示す書類等を教務チームに提出し、学長に学位審査を願い出る。作品、制作物の提出にあたっては、事前に教務チームに相談し、指示を受けることとする。
また、いつたん受理した博士論文等は、作品・ポートフォリオを除き、返却しない。

- ① 学位申請書(指定様式) 1部
- ② 履歴書(指定様式) 1部
- ③ 研究業績書(指定様式) 1部

- ④ 論文概要（博士論文の要旨）（指定様式） 1部
- ⑤ ④の電子データ（電子ファイルをメールに添付して送付）
- ⑥ 学位論文インターネット公開申請書（指定様式） 1部
- ⑦ 博士論文

- イ これまでの研究業績（学位申請論文提出の要件となる研究成果物）
- ロ 学位申請論文として提出する研究成果物

5部以上（審査委員数の他に1部）

- 4 前項に定める提出物は、予備論文審査に提出したものと同一である場合で、返却していないものである場合は、その提出を省略することができる。

（公聴会）

第22条 公聴会の内容、開催場所等の詳細については、研究科委員長と博士論文審査委員会委員が調整の上決定する。

- 2 告示の他、学内外への周知、案内は研究科委員長と調整の上、教務チームが行う。
- 3 公聴会は、博士論文審査委員会委員の他、会の進行、運営、作品発表等の内容に応じて、指導教員の所属する研究室及び教務チームが準備にあたる。

（最終試験）

第23条 最終試験は、原則として公聴会終了後直ちに行うものとする。また、最終試験は非公開とする。

- 2 最終試験は、博士論文を中心として、口述（面接）試験により行い、筆記試験を課すこともある。
- 3 作品審査又は筆記試験を行う場合は、必要に応じて指導教員の所属する研究室及び教務チームが補助を行う。

（博士論文審査委員会）

第24条 博士論文審査委員会の構成は、指導教員が提出した博士論文審査委員構成案に基づき、研究科委員会の議を経て決定する。

- 2 博士論文審査委員会の構成員は、博士論文の主査及び副査とする。
- 3 博士論文審査委員会委員の互選により審査委員長を選出し、審査委員長は会の進行等の取りまとめを行う。なお、会の進行、運営等必要に応じて研究科委員会の委員が陪席できるものとする。また作品審査を行う場合は、必要に応じて指導教員の属する研究室及び教務チームが補助を行う。
- 4 研究科委員長は、当該論文の指導教員と調整の上、公聴会、最終試験及び博士論文審査委員会の開催日等を決定し、博士論文審査委員に通知し、申請書類一式を配付する。
- 5 博士論文審査委員会は、博士論文審査委員全員の出席により成立する。
- 6 博士論文審査委員会は、以下に示す博士論文審査基準について審査し、博士論文審査委員の全員

一致により審査の可否判定案（審査結果の要旨、指定様式）を決定する。

- ① 提出された書類等がすべての規定を満たしていること、またその内容が博士の学位を授与するにふさわしいものであること
 - ② 博士後期課程修了要件単位の修得又は修得見込みであること
 - ③ 博士論文が博士の学位を授与するにふさわしいものであること
 - ④ 博士論文に独創性があり、その研究領域の水準の引き上げに資する可能性があること
- 7 審査の結果、既に提出した博士論文及び論文概要（博士論文内容の要旨）とその電子データに修正がある場合は、審査結果を審議する研究科委員会開催日前までに、書類の差し替えを行う。
- 8 博士論文審査の結果は、第6項に定める可否判定案を基に研究科委員会の議を経て決定する。
（博士論文の公表）

第25条 学長は、学位授与した日から3か月以内に、博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により本学のWebサイトにて公表する。

2 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に博士論文全文を以下に示す要領で公表しなければならない。

- ① 大学の協力を得てインターネットの利用により公表する。公表の方法は、本学の機関リポジトリによるものとするが、本学の機関リポジトリが整備されるまでの間は国立国会図書館に電子データを送信し、同館がインターネットの利用により提供することをもつて、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。
- ② 印刷製本した博士論文を本学美術館・図書館に配架し、閲覧に供する。
- ③ 博士論文全文を公表出来ないやむを得ない事由がある場合には、上記①②に代えてその内容を要約（＊）したものをインターネットの利用により公表する。公表の方法については①のとおりとする。この場合において学長は、この論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

＊ 要約とは、論文の課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の大体が要約されて書かれているものを指す。

- ④ やむを得ない事由が無くなった場合には、当該博士論文の全文を上記①②のとおり公表する。
（保存用論文の提出）

第26条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に以下に示すものを教務チームに提出しなければならない。

- ① 博士論文全文の電子データ（前条第2項③に該当する者は、要約の電子データも一緒に提出する）。電子データは所定の形式とする。
- ② 保存用として全文が印刷された論文を2部（本学美術館・図書館1部、事務保存用1部）。製本は所定の様式とする。

（研究中間報告会）

第27条 研究（制作）の経過を公表し、交流することを目的に、中間報告会を開催する。開催は年3回（6月、10月、12月）を原則とする。

2 参加希望者は別途決められた期日までに、指導教員と協議の上、申し出るものとする。ただし、1回の参加希望者が多数となつた場合は、参加者数を制限することがある。

3 研究（制作）の評価あるいは講評を目的とする発表は、これとは別とする。

4 この報告会は公開制とする。

（博士後期課程研究発表展）

第28条 修了者及び単位取得退学者を対象に、博士後期課程研究発表展を行うことがある。

2 1名の学生が展示・発表できる回数は1回のみとする。

3 会期は3月又は4月を原則とするが、申請に基づき都度決定する。

4 準備等は、指導教員及び指導教員の所属する研究室の協力の下、発表展希望者が主体となつて行う。

5 運営に必要な予算は、教務チームが計上する。

（研究倫理）

第29条 博士後期課程における研究の遂行に当たっては、調査対象等の相手方の同意・協力を必要とする研究（アンケート・インタビュー・映像等による行動調査など）、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取り組みを必要とする研究などの場合、倫理や法令の遵守に基づき、必要な手続等の措置を講じるものとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

[別表]

区分	論文提出の前提条件
Aタイプ： 学術論文型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1 筆頭著者として、学会論文誌に審査付きの原著論文が2編以上掲載、または採録が確定していること。 2 一定の評価のある国際会議等において、責任発表者としての英語での発表経験が1回以上あること。
Bタイプ： 著作出版型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1 研究成果を一定の要件を満たす出版社から1冊以上出版または出版決定していること。ただし、当該書籍の大部分を本人が執筆していることを条件とする。 2 一定の評価のある国際会議等において、責任発表者としての発表経験が1回以上あること。
Cタイプ： 作品制作型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1 一定の評価のあるコンペティション等で研究成果作品が3作以上発表され、1作以上の作品が入賞または入賞決定していること、またはそれに準ずる作品を発表していること。 2 当該領域の専門家として相応しいリサーチペーパー、制作ノート、作品研究等を2編以上発表していること。なお、論文2編をもつてこれに代えることができる。
Dタイプ： プロジェクト型	以下の2つの要件をすべて満たすこと 1 社会的に価値の高いオリジナルのプロジェクトを2つ以上計画・実施・運営し、一定の評価のある学会等において責任発表者として4回以上発表していること、そのうち1回以上は、国際学会での英語での発表経験であること。 2 当該領域の専門家として相応しいリサーチペーパー、プロジェクト報告書等を2編以上発表していること。なお、論文2編をもつてこれに代えることができる。

○武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査基準

(目的)

第1条 この基準は、武蔵野美術大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第6条に定める大学院授業担当教員並びに武蔵野美術大学学位規則（以下「学位規則」という。）第4条及び第7条に定める指導教員の資格審査について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 大学院規則第6条に定める大学院授業担当教員は、学位規則第4条及び第7条に定める指導教員として、修士課程授業担当教員及び博士後期課程授業担当教員としての資格を次の各号のとおり定める。

- (1) 修士課程授業担当教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 専門分野について、高度の技術・技能を有する者
 - ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (2) 博士後期課程授業担当教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(資格審査)

第3条 修士課程授業担当教員及び博士後期課程授業担当教員の資格審査においては、専任教員ごとの資格審査を行うほか、学校法人武蔵野美術大学教員採用基準第4条に定める採用候補者の選考又は専任教員の昇任に関する基準第5条に定める昇任手続に併せて行うことができる。

(資格審査委員会)

第4条 学長は、修士課程授業担当教員及び博士後期課程授業担当教員の資格審査のために資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会については別に定める。

(決定)

第5条 学長は資格審査の結果に基づいて、大学院規則第6条第2項の規定により、当該研究科委員会の議を経て修士課程授業担当教員及び博士後期課程授業担当教員を定める。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この基準は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。